

京都市告示第669号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 5年 3月 3日

京都市長 門川 大作

道路の種類            府 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都広河原 美山線	左京区広河原杓子屋町178番地地先から 同町316番地の1地先まで	旧	メートル 1,128.40	メートル 4.00 ~ 9.28
		新	1,000.00	6.00 ~ 49.00
久多広河原 線	左京区広河原杓子屋町308番地の1地先 から 同町107番地の1地先まで	旧	33.90	5.13 ~ 9.00
		新	68.00	7.00 ~ 22.00

(建設局土木管理部道路明示課)